

# 労災保険率及び第一種特別加入保険料率

【別添1】

(平成30年4月1日改定)

(単位:1/1,000)

業種	改定後の料率	現行料率	変化
林業	60	60	
海面漁業	18	19	↓
定置網漁業又は海面魚類養殖業	38	38	
金属鉱業、非金属鉱業又は石炭鉱業	88	88	
石灰石鉱業又はドロマイト鉱業	16	20	↓
原油又は天然ガス鉱業	2.5	3	↓
採石業	49	52	↓
その他の鉱業	26	26	
水力発電施設、ずい道等新設事業	62	79	↓
道路新設事業	11	11	
舗装工事業	9	9	
鉄道又は軌道新設事業	9	9.5	↓
建築事業	9.5	11	↓
既設建築物設備工事業	12	15	↓
機械装置の組立て又は据付けの事業	6.5	6.5	
その他の建設事業	15	17	↓
食料品製造業	6	6	
繊維工業又は繊維製品製造業	4	4.5	↓
木材又は木製品製造業	14	14	
パルプ又は紙製造業	6.5	7	↓
印刷又は製本業	3.5	3.5	
化学工業	4.5	4.5	
ガラス又はセメント製造業	6	5.5	↑
コンクリート製造業	13	13	
陶磁器製品製造業	18	19	↓
その他の窯業又は土石製品製造業	26	26	
金属精錬業	6.5	7	↓
非鉄金属精錬業	7	6.5	↑
金属材料品製造業	5.5	5.5	
鋳物業	16	18	↓
金属製品製造業又は金属加工業	10	10	
洋食器、刃物、手工具又は一般金物製造業	6.5	6.5	
めつき業	7	7	
機械器具製造業	5	5.5	↓
電気機械器具製造業	2.5	3	↓
輸送用機械器具製造業	4	4	
船舶製造又は修理業	23	23	
計量器、光学機械、時計等製造業	2.5	2.5	
貴金属製品、装身具、皮革製品等製造業	3.5	3.5	
その他の製造業	6.5	6.5	
交通運輸事業	4	4.5	↓
貨物取扱事業	9	9	
港湾貨物取扱事業	9	9	
港湾荷役業	13	13	
電気、ガス、水道又は熱供給の事業	3	3	
船舶所有者の事業	47	49	↓
農業又は海面漁業以外の漁業	13	13	
清掃、火葬又はと畜の事業	13	12	↑
ビルメンテナンス業	5.5	5.5	
倉庫業、警備業、消毒又は害虫駆除の事業又はゴルフ場の事業	6.5	7	↓
通信業、放送業、新聞業又は出版業	2.5	2.5	
卸売業・小売業、飲食店又は宿泊業	3	3.5	↓
金融業、保険業又は不動産業	2.5	2.5	
その他の各種事業	3	3	